

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

株主の権利・平等性の確保（基本原則1）

当社グループは、少数株主を含む株主利益重視、投資家保護及び株主に対するアカウンタビリティ重視の観点から、コーポレート・ガバナンス体制を適切に構築・運営していくことを重要な経営課題の1つとして認識しております。当社では、この基本的な考え方にに基づき、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる透明性の高い経営体制の構築に取り組むことを基本方針としております。

株主以外のステークホルダーとの適切な協働（基本原則2）

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。これを実践するために当社グループは、内部統制基本方針、企業行動指針、コンプライアンス規程、リスク管理規程等を策定し、当社グループの役職員に遵守させることで、ステークホルダーの意見や立場を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

適切な情報開示と透明性の確保（基本原則3）

当社グループでは、全てのステークホルダーに対し、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示等」（以下、「適時開示規則」）に従って、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行います。また適時開示規則に該当しない場合でも、重要あるいは有益であると判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示します。

取締役会等の責務（基本原則4）

当社グループは、経営体制として「純粋持株会社体制」を採用しております。当社が純粋持株会社としてグループ全体の経営方針の決定及び経営管理・監督機能を担い、また必要に応じ子会社の役員を兼務し、各子会社は社内規程に基づく権限に応じて意思決定をすることで、迅速な事業遂行と適切なリスク低減を実現しております。また当社の取締役会は、複数の独立社外取締役を選任し、独立した客観的な立場から、グループ経営に対する実効性の高い監督を行うとともに透明性の高い経営の維持に努めております。

株主との対話（基本原則5）

当社グループは、社会の要請に応え、企業市民として社会的責任を果たすため、ステークホルダーへの情報開示に努め、建設的な対話に応じます。ステークホルダーから面談の要請があった場合は、中長期的な視点による関心事項等を踏まえ、正確な情報を提供すべく、IR担当がグループ各社の各部門と連携の上、対話を行います。